

景観形成地区基準

(3) 長野東地区(1)

(ア) 戸建住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画		
周辺環境と調和した意匠とする。		
2.屋根の形態意匠及び素材		
(1) 屋根は勾配屋根とする。		
(2) 屋根は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒色)は明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系の色相は明度5.0以下彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。		
(3) 質感、素材感のある素材とする。		
3.外壁の形態意匠及び素材		
(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。		
(2) アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。		
(3) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。		
(4) 質感、素材感のある素材とする。		
4.敷地		
(1) 壁面後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。		
(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な高さ1.2mまでの構造とする。		
(3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材とする。		
(4) 駐車場は平面駐車を基本とし、路面素材は表情のあるものを使用する。		

b.共通事項

景観形成地区基準	チェック	備考
(1) 道路に面する部分は閉鎖的な空間とならないよう工夫する。		
(2) 道路からの視線を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。		